

○東京経済大学葵友会会費徴収規程

2012年11月13日

制定

(徴収の範囲)

第1条 東京経済大学葵友会会則（以下「会則」という。）第6条第2項の年会費は、この規程の定めるところにより徴収する。

(平成21年3月以前入学者、平成23年3月以前編入学者及び会則第5条第1項ロ、ハに定める者の会費徴収)

第2条 年会費は、5年間分の前納を原則とし、その額は1万5千円とする。ただし、希望する者は、3年間の前納1万円、単年度納入4千円とすることができる。

- 2 卒業生同士が夫婦の場合は1名分の年会費とする。
- 3 年会費は、現金、銀行振込及び自動振替（単年度納入のみ）のいずれかによって納入するものとする。ただし、徴収された年会費は、理由のいかんを問わずこれを返還しない。
- 4 現金で納入された年会費については原則として領収証を発行するものとする。

(平成21年4月以降入学者及び平成23年4月以降編入学者の会費徴収)

第3条 東京経済大学入学手続き時に4万円を徴収することとし、卒業後30年間の年会費に充当する。この金額を納入したものは在学中正会員に準じて取り扱うものとする。

- 2 前条の規定により徴収した金額は、理由のいかんを問わずこれを返還しない。ただし退学者については退学となった日から3ヵ月以内に申請があればこれを返還する。
- 3 卒業後30年を経過したときの会費徴収は前条を適用する。

(優遇措置及び割引)

第4条 卒業後50年を経過した会員の年会費は第2条第1項の60%とする。

- 2 前項の会員で継続して5年以上年会費を納入していた会員が、何らかの理由により納入できなくなった場合は、納入の滞った年の1年間は年会費を免除する。
- 3 自動振替制度による年会費納入の場合は10%割引とする。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は理事会が行う。

付 則

- 1 東京経済大学葵友会会費徴収及び活動助成金支給規程を廃止し、東京経済大学葵友会会費徴収規程を平成24年11月13日に制定する。
- 2 本規程は平成24年12月1日開催の代議員総会における年会費改定の承認を条件として、平成25年4月1日より施行する。

- 3 平成21年3月以前入学者及び平成23年3月以前編入学者の在学生在が退学した場合、納入した入会金（1万2千円）は、退学となった日から3ヵ月以内に申請があれば返還する。